

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について</p>	<p>○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について</p>
<p>（略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 ～ 第五 （略）</p> <p>第六 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて （略）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）体制等状況一覧表の記載要領について 1～2 （略）</p> <p>3 通所型サービス（独自） ①～⑨ （略）</p>	<p>（略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 ～ 第五 （略）</p> <p>第六 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて （略）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）体制等状況一覧表の記載要領について 1～2 （略）</p> <p>3 通所型サービス（独自） ①～⑨ （略）</p> <p><u>⑩ 「事業所評価加算」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26⑤を準用されたい。</u></p>